

○名寄地区衛生施設事務組合議会定例会規則

〔 昭和39年2月28日
規則第2号 〕

改正 昭和45年11月1日 規則第4号 昭和47年1月24日 規則第4号
昭和58年4月1日 規則第3号

名寄地区衛生施設事務組合議会の定例会は、毎年2月及び12月に開くことを常例とする。

附 則 (昭和39年2月28日 規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年11月1日 規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年度から適用する。

附 則 (昭和47年1月24日 規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年1月24日から適用する。

附 則 (昭和58年4月1日 規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

